



さいたま市地域生活支援拠点機能構築のためのガイドライン ～「地域で自分らしく暮らしたい」を実現する～



目次

はじめに.....	- 2 -
第1章 めざす方向・理念.....	- 2 -
1 国が示している地域生活支援拠点等について	- 2 -
2 さいたま市の地域生活支援拠点等について.....	- 3 -
第2章 地域生活支援拠点等の5つの機能.....	- 5 -
1 相談の機能.....	- 5 -
2 緊急時の受入れ・対応の機能	- 6 -
3 体験の機会・場の提供の機能	- 8 -
4 専門的人材の確保・養成の機能.....	- 9 -
5 地域の体制づくりの機能.....	- 10 -
第3章 自分の地域を考えよう.....	- 12 -
1 地域アセスメント	- 12 -
第4章 加算.....	- 17 -
1 加算の内容.....	- 17 -
2 事業所が加算対象となる手続き(市への登録).....	- 18 -

はじめに

「さいたま市地域生活支援拠点機能構築のためのガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を作成した目的は以下のとおりです。

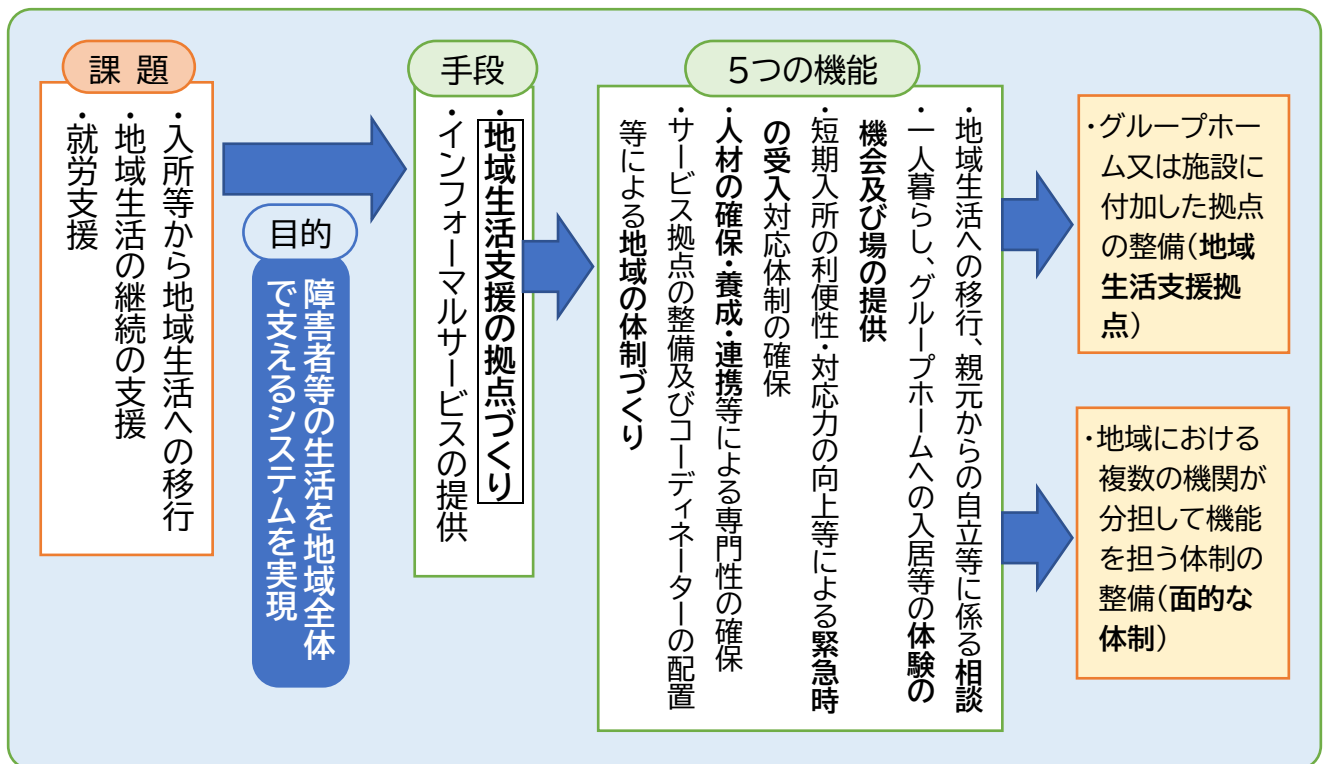
- ・国が推し進めている「地域生活支援拠点等」(以下「拠点等」という。)を、さいたま市において実効性のある仕組みにしていくため、拠点等の内容について説明し共通理解を図る。
- ・さいたま市内で共通した取組みと、各区が実情に応じて取り組む部分を示す。
- ・各区が連携の仕組みなどを決めていくに当たって、参考となる事項を示す。
- ・拠点等に関する報酬加算の手続きを具体的に示すことにより、加算を希望する事業所が加算を算定しやすくする。

障害のある人が地域で暮らし続けるためには、地域の人たちや関係機関の連携が不可欠です。それぞれの区で、どう連携の仕組みを作っていくのかを話し合っまとめていく、そのプロセスが拠点等の構築と言えます。そのため、本ガイドラインを参考に、各区の状況に応じた連携体制の構築を進めていただければと思います。

第1章 めざす方向・理念

1 国が示している地域生活支援拠点等について

拠点等について初めて示されたのは、第4期障害福祉計画(平成27～29年度)についての国の「基本指針」においてでした。その内容は、第6期障害福祉計画(令和3～5年度)の「基本指針」でも、ほぼ同様で、要約すると以下のようなイメージになります。【参考資料編】には、第7期障害福祉計画(令和6～8年度)の「基本指針」を掲載します。



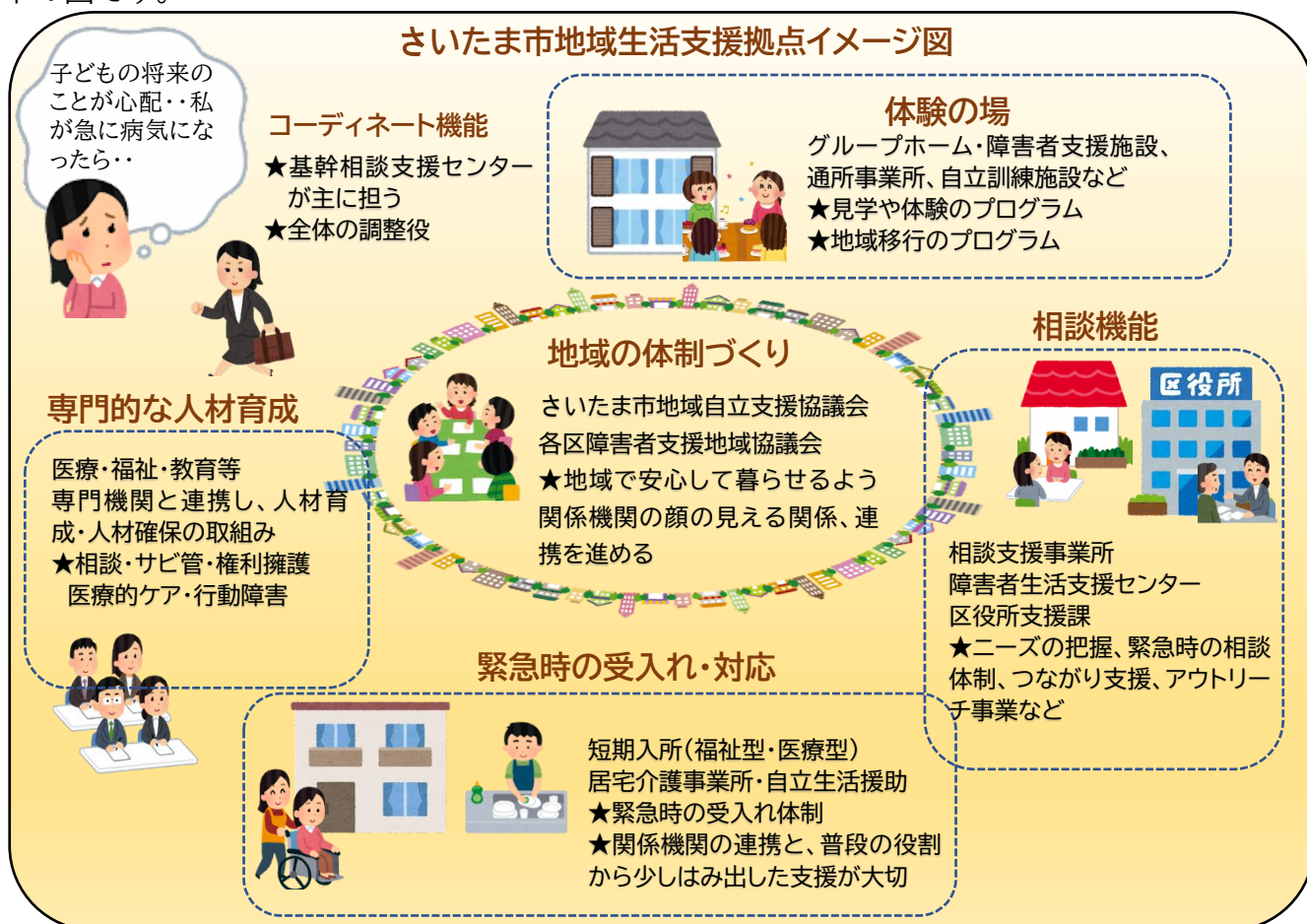
拠点等については、今までは法律にも定めがなく、個別の事業として国の要綱等が定められていなかったため、事業内容が分かりづらくなっていました。しかし、令和4年12月に可決された改正障害者総合支援法(令和6年4月施行)において、市町村地域生活支援事業に、相談・宿泊場所の提供、体験の機会の提供、人材の育成・確保などの事業を実施するよう努めることとし、実施する場合には「地域生活支援拠点等を整備する」となりました。(【参考資料編】)

拠点等は、今までにない新しい事業を行うのではなく、私たちが取り組んできたことの延長だと考えられます。つまり、障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の人たち・関係機関が、それぞれできる範囲で力を出し合い生活を支えていく仕組みです。重要なポイントは、個別事例での頑張りだけでなく、事前に連携しやすい関係・仕組みを作っていくことです。

国の通知等では、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日、障害福祉課長通知)と「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」(平成31年3月、障害福祉課)の二つが参考になりますので【参考資料編】に掲載しておきます。

2 さいたま市の地域生活支援拠点等について

さいたま市においては、拠点等の方法として、特定の施設に機能を集中させる「多機能拠点整備型」ではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」を進めることとしています。国の示した「面的整備型」イメージをもとに、さいたま市の現状の体制を表したのが以下の図です。



さいたま市においては、「さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱」が制定され、令和3年7月1日から施行されています。実際にどのように拠点等を進めていけば障害のある人の生活を支えていける仕組みとなるかを、さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)の委員や施設経営法人の有志などで何回も話し合いや勉強会を重ねてきました。

(1) 多様なサービスや住まいの選択肢を増やしていくこと

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、本人の希望する暮らしが実現できるような適切な支援が得られることが必要です。そのためには、ニーズに応えられるだけのサービス量を確保するとともに、多様なサービスが提供され、利用者が選択できる環境が必要です。例えば、グループホームという事業種別は同じでも、運営主体の考え方や建物の構造、食事の提供の方法や日中活動の内容など運営の違いもあります。多様な選択肢が用意されることで、本人の希望する暮らしを実現することが可能になります。

また、同じような障害の状況であっても、グループホームを選択する人と、在宅生活を選択する人がいますので、事業者や地域が連携することでアパートなどでの生活が可能となるように、地域での体制を整えていく必要があります。

(2) 地域においてネットワークづくりが進められ、いつでも連携ができること

緊急時においては、即時に対応することが必要になります。しかし、特定の事業者だけに負担が集中することは避けなくてはなりません。複数の事業者が、それぞれ過大にならない範囲で負担を分担することで、継続した支援が可能となります。緊急時に分担を調整できるように、前項で示したネットワークが構築され、顔の見える関係、信頼できる関係が構築されていることが大切です。

また、事業所によって、障害の種別や状態などによって受入れが困難な場合があり、また、他の利用者との関係で受入れ日数に限度があることもあります。そのような場合に備えて、事前に事業者間で調整の仕組みを作っておくことも有効です。

(3) 人材の育成・確保をすること

福祉サービスに関する人材不足はどの職種でも深刻ですが、拠点等に大きく影響する部分としては、指定特定相談支援事業所が各区に十分に設置されていないこと、ホームヘルパーなど訪問系事業所の職員確保が特に困難になっていることです。この問題の解決は、市として今後の大きな課題と言えます。

また、未経験な職員を採用せざるを得ない状況から、入職後の研修等が重要であり、地域での合同研修や人材交流、さらには困ったことなどを他事業所に相談できる、などの機会が地域で得られることが必要です。そのためにも、地域の事業者が各区の障害者支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)の部会などに参画するような仕組みにしていけることが重要です。

第2章 地域生活支援拠点等の5つの機能

1 相談の機能

(1) 相談機能とは

緊急時に備えて常時の連絡体制を確保し、いざというとき必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行うとともに、親亡き後や緊急時を見据えて予防的な支援体制を構築する機能です。

(2) 機能の目指す形

緊急事態が発生しても、必要な支援が円滑に提供できるようにすることで、障害のある人が地域で安心して生活できることを目指します。

(3) 市全体、各区の役割

- ① 市全体では、相談支援に携わる人員の確保や、指定特定相談支援事業所の設置促進について検討します。
- ② 各区においては、サービス調整会議、つながり支援(コラム①)の取組みなどを通じて、緊急対応が想定される世帯を把握し、支援方法を検討します。

(4) 各関係者(行政・事業者・当事者)の役割

- ① 行政(区支援課)と各相談支援事業所は、共同して緊急の相談に対応します。
- ② 委託相談支援事業所は、区の相談支援連絡会やサービス調整会議を区支援課と連携して実施し、相談支援の質の向上に努めます。

(5) 機能を実現していくための流れ

- ① 緊急対応が必要となるリスク(高齢、単親など)を抱える世帯の把握を行います。
- ② サービス等利用計画は、サービス事業者と協議して、緊急時の対応ができるような視点をもって作成をします。
- ③ リスクの高い世帯には、ニーズを確認したうえで予防的に短期入所や体験利用等の利用を進めていきます。

コラム①：さいたま市「つながり支援」

区支援課と障害者生活支援センターでは、「必要な支援につながっていない人」「通所、就労先をやめて、引きこもりがちになり、孤立している心配のある人」など、「気になる」事例を抽出し、電話や訪問により、世帯の状況を把握したり、継続的に支援を検討したりする取り組みを平成22年度から実施しています。人とつながる、支援につながる、「つながり支援」です。

初年度は147件があがり、区支援課と障害者生活支援センターで連携し、定期的な働きかけを行うことで、支援につながる人が少しずつ増えてきました。

つながらなくなった背景には、いじめや離職、施設の退所などのつらい体験、医療への不信感など傷ついた体験や、家族が介護を抱え込まざるを得ないさまざまな事情がありました。

さいたま市では、ひきこもりの方への継続的な支援をする「さいたま市精神障害者訪問支援(アウトリーチ)事業」も令和元年度(2019年)から始まりました。

窓口で待っているのではなく、こちらから関わっていき、困っている方が、支援につながっていけるよう、「つながり支援」の輪を広げていきたいと思えます。



2 緊急時の受入れ・対応の機能

(1) 緊急時の受入れ・対応機能とは

短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化の際に緊急時の支援や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能です。

(2) 機能の目指す形

緊急時に行き場を失う事態にならないよう、事前に受入れ先や対応可能な在宅支援サービスを確認し、緊急事態が生じた際にそれらを活用し、生活の継続が図られるようにします。

(3) 市全体、各区の役割

- ① 市全体では、緊急的な支援が必要な障害のある人への対応について、市内障害者支援施設・障害児入所施設による連絡会を設置し、対象者の受入れとその後の支援が円滑に行われるよう仕組みづくりを進めます。
- ② 各区においては、緊急時の対応を行うとともに、地域での生活に戻るなどの、緊急時対応後の支援方向について、サービス調整会議等において対象者の意向を確認しながら検討します。

(4) 各機関の役割

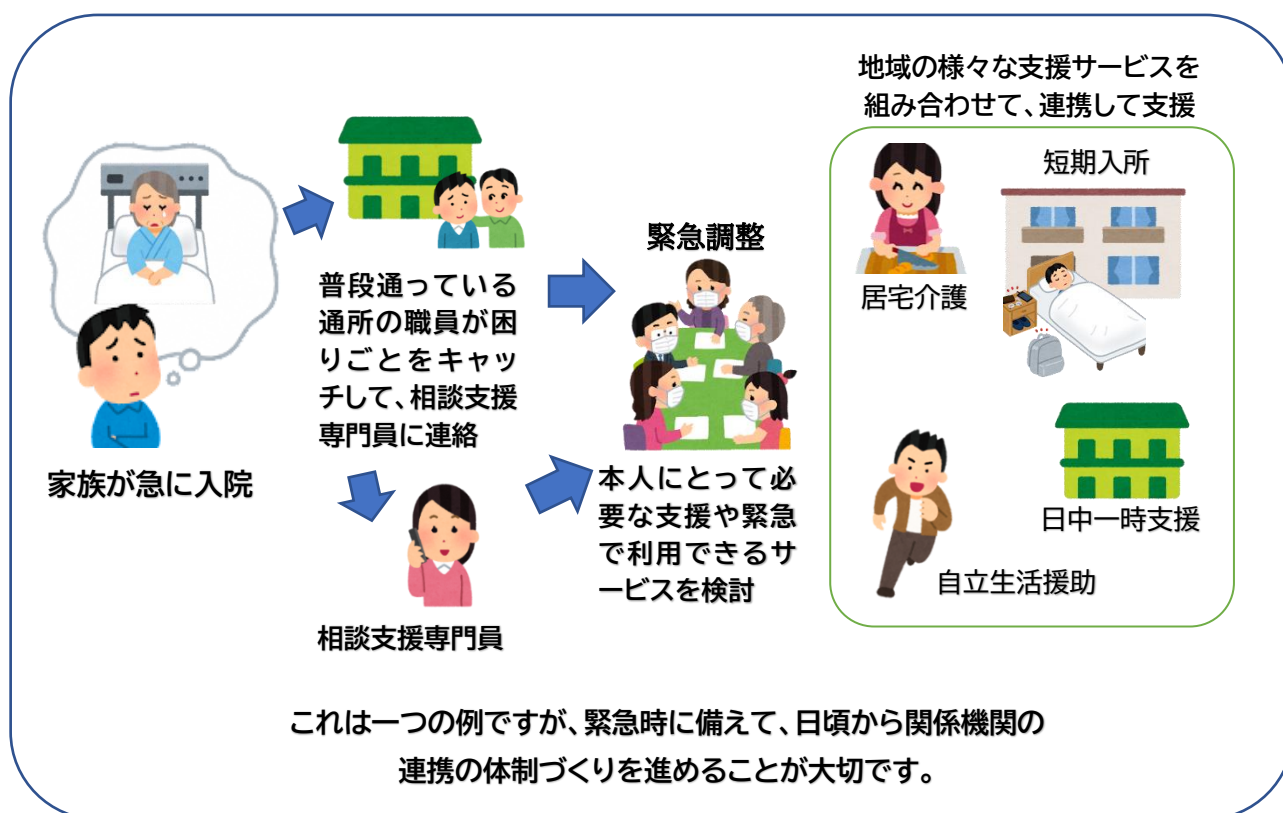
相談支援事業所	緊急の相談を受けた際、区支援課と連絡を取り合い必要な利用調整を行う(短期入所・居宅介護・訪問看護・通所施設の利用など)。
障害者支援施設	緊急の相談を受けた際、対象者の状況に合わせ、できるだけ柔軟に対応する(契約が難しい場合はやむを得ない事由による措置(以下「やむを得ない措置」という。)、さいたま市障害者緊急一時保護等事業(以下「緊急一時保護等事業」という。)を検討するため区支援課に相談)。
短期入所事業所	緊急の相談を受けた際、対象者の状況に合わせ、できるだけ柔軟に対応する(契約が難しい場合はやむを得ない措置、緊急一時保護等事業を検討するため区支援課に相談)。
訪問系事業所	緊急の利用相談を受けた時、対象者の状況に合わせ、できるだけ柔軟に対応する(契約が難しい場合はやむを得ない措置を検討するため区支援課に相談)。

(5) 機能を実現していくための流れ

- ① 「相談の機能」により、リスク(高齢、単親など)を抱える世帯の把握を行います。
- ② 緊急の受入れの要請があった際に、事業所等はできる限り協力しながら、日常的な連携体制を構築します。
- ③ 医療的ケアが必要な場合(医療機関等への入院も含む)など、受入れが難しい場合に備えて、リスクの高い世帯について事前に受入れの調整をしておきます。
- ④ 緊急受入れ期間中に、在宅への復帰に向けて、サービス調整会議等を実施し、その後の

支援方針を検討します。

～ 緊急時の受入れ体制づくりのイメージ ～



コラム②：緊急受入れの場

これまでサービスを利用したことのない人が、虐待やさまざまな事情により、急に短期入所などの生活の場(避難場所)を確保することが必要になった場合、やむを得ない措置を実施します。

また、さいたま市では、やむを得ない措置ができない場合に利用できる「緊急一時保護等事業」を実施しています。本事業では市内外の高齢者施設や障害者施設と協定を結んでおり、緊急時の重要なセーフティネットとなっています。利用にあたっては区支援課にご相談ください。



3 体験の機会・場の提供の機能

(1) 体験の機会・場の提供機能とは

本人や家族の希望を確認し、地域移行や将来の親・家族からの自立に向け、共同生活援助などの障害福祉サービスの利用や、1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。

(2) 機能の目指す形

本人の希望に基づいて、その後の支援を見据えた体験の機会を提供する仕組みを整えていくことを目指します。また、ニーズの変化などに対応して、必要に応じて様々なチャレンジができるよう、体験利用について地域で共有できていることを目指します。

(3) 市全体、各区の役割分担

- ① 市全体では、グループホームなどに理解を求め、協力を依頼します。
- ② 各区においては、区のサービス調整会議、つながり支援で把握している事例について、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携し、体験の機会につなげていきます。

(4) 各対象事業所等の役割

相談支援事業所	将来の自立生活に向けた支援や施設等からの地域移行について、見学や体験利用の調整など、必要な利用調整を行う(地域移行・地域定着支援含む)。
通所事業所	社会参加などのための体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
短期入所事業所	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
共同生活援助事業所	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
障害者支援施設	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。

(5) 機能を実現していくための流れ

- ① 高齢の家族と障害のある人が同居している世帯や引きこもり状態にある人など、社会的支援につながりにくい人の把握に努めます。
- ② 入院・入所している人について、精神科病院や入所施設との話し合いの場を設け、対象となる人の把握と地域移行支援の実施に努めます。

コラム③ :緊急一時保護等事業の「体験利用」の活用

グループホームへの入居等、地域で生活することへの不安感など様々な事情により、なかなかサービス利用につながらない方がいますが、障害支援区分の支給決定がない人は、コラム②にある「緊急一時保護等事業」を、体験を目的に利用することができます。

利用については、区支援課にご相談ください。

コラム④：長期入院から地域移行を～ピアサポーター

さいたま市には、「地域移行・地域定着支援連絡会議」があり、市内精神科病院、保健所、こころの健康センター、ピアサポーター、宿泊型訓練事業所、障害者生活支援センターで、長期入院(社会的入院)となっている人たちの実態把握、訪問活動などに取り組んでいます。

ピアサポーターが退院に向けた外出の同行などを行い、当事者目線での支援があることで「安心」をつくりだし、退院をサポートしています。また、退院後も家庭訪問や通院の同行など、地域生活の定着支援にも取り組んでいます。

〔事例〕精神科病院に入院しているAさんは「病院にいる方が安心」、家族も「親も高齢で、帰ってきても面倒は見られない」と退院に強い不安を抱えていました。ピアサポーターと障害者生活支援センターの相談支援専門員が訪問をしたときに、ピアサポーターも過去に同じ病院に入院をしていたと聞きAさんは驚きました。Aさんは、「近くのコンビニに行ってみようかな」と、ピアサポーターと外出をして、少しずつ遠出もするようになりました。駅の自動改札を初めて見て「ドキドキしたけど、ピアサポーターと一緒にいたから安心」と、自信もつけ、その後、宿泊型訓練施設での外泊も体験しました。このように少しずつ進むことで、「退院したい」という希望を実現しました。



4 専門的人材の確保・養成の機能

(1) 専門的人材の確保・養成機能とは

医療的ケアが必要な人や、行動障害・高齢化に伴い支援度が高い人に対し、専門的な対応を行うことができるよう、体制の確保や人材の養成を行う機能です。

(2) 機能の目指す形

支援度の高い人への支援ができるように、各種専門研修が実施され、必要な研修を受講できることを目指します。また、専門的人材だけでなく、各事業所で支援に携わる人(相談員や支援員など)が確保され、さらに支援の質の向上が図られるよう市域・区域等での研修や交流等を行い、障害のある人の生活の安定を目指します。また、養成された専門的人材が、次の人材を確保・養成するキーパーソンとなることが理想です。

(3) 市全体、各区の役割

① 市全体では、各種専門機関と連携して、専門的対応ができる人材の確保・育成の取組みを進めます。また、障害者支援施設のような、市全域を対象とする事業所同士での情報交換や人材育成にも努めます。

② 各区においては、各区、エリアにおいては、地域協議会等を活用した研修や情報交換、対応困難事例へのアドバイスなどによって、サービスの質を高め、地域福祉に寄与する人材を育成します。

(4) 各関係者の役割

① 行政は、人材の確保・養成の主体として、必要な研修等の体系を検討します。また、事業者

への研修情報の提供や、事業所職員の支援技術の向上のための支援を行います。

- ② 事業者は、各種研修を受講するとともに、各区地域協議会に積極的に参画し、個々の力量形成のみならず、地域の人材育成についても広く関心を持ち、その一端を担います。

(5) 機能を実現していくための流れ

- ① 市では、関係する研修の体系について、確認・整理を行います。また、人材の確保についても、必要な方法を検討します。
- ② 区の地域協議会やその部会において、実施を希望する研修などについて意見を集めつつ、部会活動の中で、事業者同士の交流を図ります。特に、グループホームなど少人数の事業所では、他の事業所に支援方法などを相談できる仕組みづくりを検討します。

コラム⑤：地域でできる人材育成・交流

国が定めた法定研修のカリキュラムに基づき、サービス管理責任者や相談支援従事者の研修、強度行動障害支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を、都道府県が実施しています。

しかし、これだけでは十分ではありません。これからは、普段関わりのある、地域の顔の見える関係の中で、研修を実施する、切磋琢磨する、ということが、重要になります。

北区では、「地域支援チーム」「就労支援チーム」など、課題別にチームを作り、先進地域へ視察に行ったり、様々な勉強会を行ったりしてきました。また、新型コロナウイルス感染症が利用者宅で発生した場合に行政や事業所が連携するための対応フローチャートを作るなど、行政と一体となり取り組み、区を越えたものになるように提案をしました。

岩槻区では、4つの部会を作って、事業所の「横のつながり」を深め、共に企画して勉強会などを行っています。このうち、こども部会では、療育拠点施設である「ひまわり療育センター」のPT(理学療法士)やOT(作業療法士)に来てもらい、行動障害がある子どもの事例検討などを実施しています。

各区には特色ある取組みがあります。たまには区を越えてコラボレーションし、「さいたま市の福祉事業所で働くのは楽しくて、成長できる！」となるような活動にこれからも一緒に取り組みたいですね。



5 地域の体制づくりの機能

(1) 地域の体制づくり機能とは

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能です。

(2) 機能の目指す形

区内サービス事業者が地域協議会に参画して、顔の見える関係や日常的に相談し合える関係となることで、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、連携して支援に当たることのできる体制を作ります。

(3) 市全体、各区の役割

- ① 市全体では、自立支援協議会で各区の取組みを集約・共有します。

② 各区においては、各区地域協議会等において、拠点等での困難な事例などを共有し、地域の支援体制の在り方が活かされた点や課題が見える点などを整理し、今後必要な支援サービスや対策について検討を進めます。

(4) 各関係者の役割

- ・区支援課は、関係機関の意見をまとめて、その区における体制づくりの方法を検討します。行政の立場を活かして、サービス事業者などへの声掛けや、会議の招集などを行い、円滑な運営に努めます。
- ・サービス事業者は、各区地域協議会や部会に参画して、積極的に意見交換などを行います。

(5) 機能を実現していくための流れ

- ・各地域において、困りごとを共有し、連携して支援を行う体験を積み重ねることで、支援が難しい事例に対して協力して取り組む関係を構築します。各地域の事情はそれぞれ違いますので、以下のコラムなどを参考に、できることから取り組みます。

コラム⑥：岩槻区顔の見えるネットワーク会議

「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」は、困ったときに相談する場がほしいと、ひとつの事業所から声があがり、平成21年度に始まりました。平成24年度から体制を大きく変更し、障害者生活支援センターが企画して、岩槻区支援課と協力して実施するようになり、平成26年度からは区の主催事業となりました。障害分野に限らず、弁護士や教育、医療機関、さらにテーマによっては警察官や消防士など、多種多様な分野の方が参加し、地域で定着しています。

この会議は「地域の体制づくり」を目的に取り組んだものではありません。障害のある人を中心に連携し、協力し合う、その道の先が、誰もが暮らしやすい街づくりにつながっています。そのために「顔の見える関係づくり」がとても大切でした。

顔の見えるネットワーク会議は、コロナ禍前は、会議後に自由参加の交流会をしていました。その場で、「岩槻をもっと良くするために、岩槻に自立支援協議会を作りませんか？」と呼びかけたところ、「よしやろう」となり、生まれたのが「岩槻区地域部会」、現在の「障害者支援地域協議会」です。業務から少しはなれ、熱く想いを語り合う中で生まれるものってありますね。



コラム⑦：8050問題を地域の課題に～中央区障害者支援地域協議会

中央区障害者地域協議会では、令和4年度、区の課題として、「暮らしを支える社会資源の不足」をテーマに、障害のある人と家族の生の実態をつかむため、アンケートやヒアリングを実施しました。

区内の通所事業所へのヒアリングから、40歳以上の障害のある人が家族と離れて暮らす体験の機会(ショートステイなど)がないこと、「入居できるグループホームが身近にない」とあきらめている家族がいること、「大変な子だから迷惑かけられない」「自分がみる」とぎりぎりまで抱え込まざるを得ない実態があることがわかりました。

切実なニーズに応えるために、地域での様々な取り組みが必要となっています。



第3章 自分の地域を考えよう

1 地域アセスメント

(1) 地域アセスメントの目的・必要性

○さいたま市は人口が多く、広い面積を有していますが、区や圏域によってその実情はさまざまです。

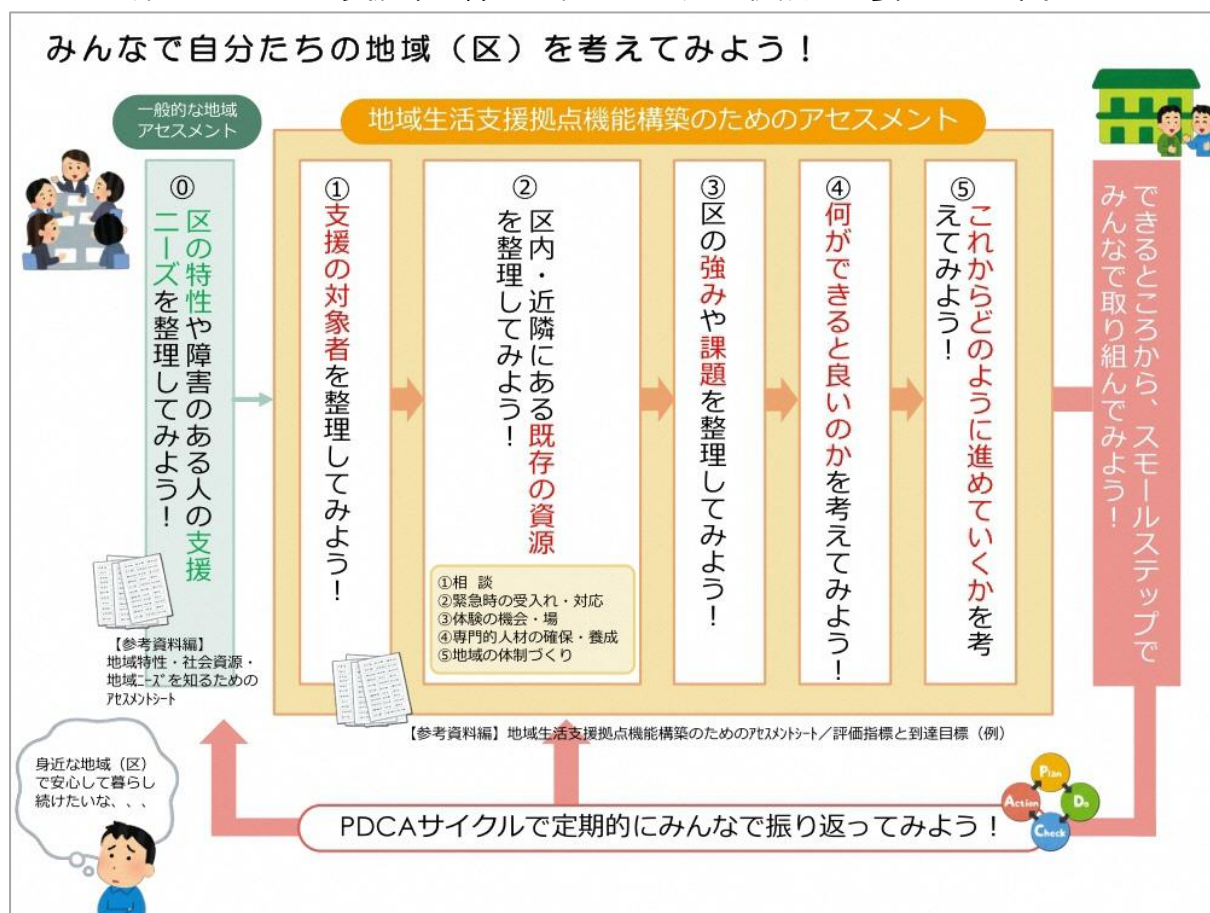
障害のある人にとって「より身近な地域」(日常生活圏域)で自分らしく暮らし続けることを実現するためには、日常生活圏域を各区や近隣の区といった範囲でとらえ、その地域の特性や社会資源についてみんなで知ることが大切です。

○個人の支援や援助を行う際と同様に、地域福祉を進める際に、地域ニーズの把握・分析・見立て(地域アセスメント)に基づいて、目標設定や計画策定を行っていくという流れは一般化してきています。

個々の経験や想い、見立てだけで進めるのではなく、関わる人たちみんなで俯瞰的に地域を知ること、強みや課題がより明確なものとして共有され、他の分野の機関や、地域で暮らす方々に対しても根拠を持って説明していくことができます。

○そうした地域アセスメントの機会、拠点等の支援対象者のみならず、そこで暮らす障害のある人たちの、顕在化した、または潜在している支援ニーズに光を当てるまたとない機会でもあります。

地域アセスメントを実施する際には、こうした広い視点も必要となります。



○この章では、拠点等の理念や機能について関係者間で理解を深めた上で(第1章・第2章)、各区で拠点機能の構築に向けた地域アセスメントを実施する際に参考となる方法等を紹介しします。

それぞれの地域の実情に合わせて、関係するみなさんで協議し、多くの機関との連携を図るためのツールとして活用してください。

(2)地域アセスメントの方法

① 地域の特性・障害者の支援ニーズを整理する(一般的な地域アセスメント)

【参考資料編】地域特性・社会資源・地域ニーズを知るための地域アセスメントシート

○最初は、地域生活支援拠点機能の構築を図る前提として、地域アセスメントの一般的な方法に基づき、地域の特性を知り、地域で暮らす障害のある人たちの(顕在化した・潜在している)支援ニーズ等を広く整理する段階です。

それぞれの地域の実情を把握するために、必要な部分を実施してください。

○地域アセスメントには、一般的に「地域特性の把握」「社会資源の把握」「地域ニーズの把握」の3つの要素があると言われています。社会資源を把握することにより関係者のネットワークづくりやマッチングが可能となり、また、地域ニーズを把握することにより今後どのような支援やサービス開発が必要となるか見えてきます。そして、地域特性の把握により住民感情や地域住民へのアプローチ方法等を考えることができます。

・地域の特性を把握しましょう

地域の歴史／ハード・ソフト面の概況・公共施設・主な産業／人口動態と将来推計／障害者手帳交付者数 など

・地域の社会資源を把握しましょう

行政機関／保健・医療・福祉関連の機関・団体／地縁組織／ボランティア団体・NPO・当事者団体／中間支援組織／生活関連産業／障害福祉関係の機関・基幹相談支援センター・地域協議会の状況 など

・地域の障害者の支援ニーズを把握しましょう

【把握の方法】 個別事例の収集・分析／行政資料の活用／アンケート調査・ヒアリング調査／戸別訪問／住民座談会 など

① 地域生活支援拠点による支援の対象者について整理する

【参考資料編】地域生活支援拠点機能構築のための地域アセスメントシート

○ここから、地域生活支援拠点機能の構築に向けた地域アセスメントを行います。まず、拠点等による支援の対象者は、どのくらい地域にいますか。

- ・区内でどのような人たちが困っていますか？(緊急時の支援が見込めない障害者の把握) 困っている人たちの状況は、どの程度把握できていますか？
- ・区内でどのような人たちが地域生活への移行や地域生活の継続を望んでいますか？ 地域移行や継続を望んでいる人たちのニーズは、どの程度把握できていますか？

② 対象者のための既存の資源について整理する

○次に、対象者を支えるための既存の地域資源について整理します。ここでは、第2章で紹介した拠点等の5つの機能ごとに検討していきます。

②-1 相談機能

- ・区内の既存の相談支援体制はどのようになっていますか？
これらはどのような連携ができていますか？
近隣の区(圏域)や市全体との連携はどのようになっていますか？
- ・区内の事業所の種別や数、それぞれの強みや弱みはどのような状況ですか？
相談支援機関とサービス提供事業所とはどのような連携ができていますか？

②-2 緊急時の受入れ・対応

- ・昼間・夜間に緊急受入れができる事業所はありますか？
区内の体制が十分でない場合、近隣の区(圏域)や市全体にはありますか？
- ・緊急時の連絡調整等のルール等は、策定・周知されていますか？

②-3 体験の機会・場

- ・地域生活への移行や地域生活の継続のための体験ができるサービス提供事業所はありますか？
区内の体制が十分でない場合、近隣の区(圏域)にはありますか？
- ・緊急時の受入れに備えた事前体験(短期入所・緊急一時保護等事業の体験利用を含む)の対象者について、選定・共有されていますか？

②-4 専門的人材の確保・養成

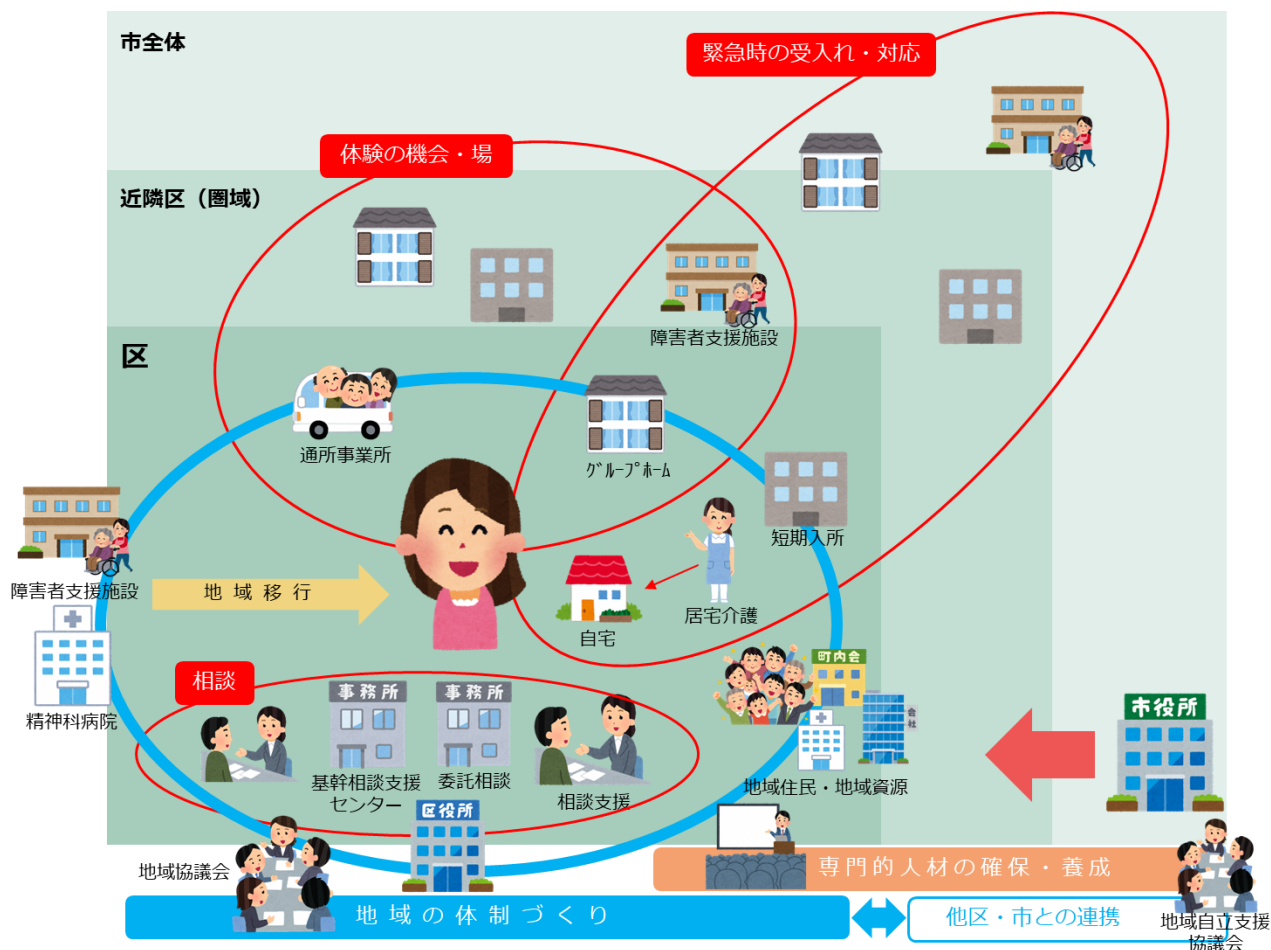
- ・障害福祉人材の確保に向けて、どのような取り組みがありますか？
- ・区内にキーパーソンとなる専門的人材はいますか？
近隣の区(圏域)や市全体ではどうですか？
- ・専門性を備えた人材を養成する機会(研修等)がありますか？
外部研修等の情報収集や情報提供など、活用の状況はどうですか？

②-5 地域の体制づくり

- ・拠点等に関する協議や地域の体制づくりを担う会議等がありますか？
事業所の理解や参画への熱感はどうですか？
他区の会議等や自立支援協議会とは連携・共有できていますか？
- ・障害以外の分野(医療・高齢・児童など)とは連携できていますか？
- ・拠点等による支援の対象者(家族を含む)に対して、拠点等の存在や役割を周知していますか？
- ・地域住民に対して拠点等の存在や役割を周知していますか？

・その他、地域の体制づくりに向けた独自の工夫等がありますか？

○これらによって把握した既存の資源の状況は、以下の図のように絵に描いてみたり、地図へのマッピングを試みたりすることも有効です。



③現状を踏まえて、それぞれの項目について強みや課題となる点を整理する

④強みを活かし、課題を解決するために、何ができると良いのかを考える

【参考資料編】 評価指標と到達目標(例)

○対象者と既存の資源が整理できたら、それぞれの項目ごとに強みとなる点や課題となる点(不足している資源・連携が十分でない点など)について、関係者で話し合って整理してみます。

また、それらの強みを活かし、課題を解決するために、何ができると良いでしょうか(目指すべき姿・在り方)。

○それぞれの項目について一定の評価指標と到達目標を作成し、関係者で意見交換しながら現状を評価してみるのも良いでしょう。これにより、解決すべき課題の優先度を明らかにしながら、スモールステップによる段階的な到達目標(何ができると良いのか)を設定することができます。

⑤これからどのように進めていくかを考える(誰(みんな)が、いつまでに、どのように)

○最後に、到達目標に向けた役割分担や、期限、プロセスについて、考えてみます。地域のニーズや喫緊の課題、資源の状況などを踏まえて、まずはできるところから、スモールステップでやってみましょう。

(3) 地域アセスメントに基づく実践と振り返り

○地域アセスメントにより関係者みんなで課題と目標を共有し、ある程度の実践が積み重なったら、設定した目標の到達度を評価し、必要に応じて目標設定の見直しを図るなど、PDCA サイクルにより定期的に振り返ってみることが大切です。

第4章 加算

1 加算の内容

拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が拠点等として位置付けた障害福祉サービス等について、以下の加算が算定されます。

(1) 取得の要件に「地域生活支援拠点等であること」を含む加算一覧表

加算名	対象サービス	加算単位
地域生活支援拠点等相談強化加算 ※短期入所を利用した場合	計画相談 障害児相談	700 単位/回 (月 4 回を限度)
障害福祉サービスの体験利用加算	地域移行	+50 単位/日
障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※障害者支援施設に入所していて、地域移行支援を受ける場合	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行 就労継続支援 A 型、B 型	+50 単位/日
体験宿泊支援加算 ※地域移行支援を受ける場合	施設入所	120 単位/日
地域体制強化共同支援加算 ※3以上の事業所と共同して本人に説明した上で、協議会に文書で報告した場合	計画相談 障害児相談	2,000 単位/回 (月 1 回を限度)
緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	+50 単位/回 (月 2 回を限度)
緊急時支援加算	重度障害者包括支援 自立生活援助	+50 単位/日
緊急時支援費(I)に加算	地域定着支援	+50 単位/日
基本報酬に加算	短期入所 重度障害者包括支援	+100 単位/日

(2) 加算の要件

加算を受けるためには、事業所の運営規定に「地域生活支援拠点等に位置づけられている」と記載されている必要があります。拠点等に位置付けるということは、支援の必要が生じたときには地域の関係機関と連携支援に当たるといことですので、地域での連携の場に参画していることが必要です。その状況については、基幹相談支援センターが窓口になり、市自立支援協議会の評価を受けます。評価を受けた後、運営規定を変更し「さいたま市地域生活支援

拠点事業実施要綱」に基づく市の登録を受けます。登録後に市へ体制届を提出し、加算の対象となる支援を行った場合に、加算を請求します。

個別事業ごとの加算要件は、【資料編】に掲載してありますので参考にしてください。

2 事業所が加算対象となる手続き(市への登録)

市への登録に当たっては、他の機関と連携していく意思があることを表明してもらう必要があります。具体的には、地域での連携に関わることなので、各区の地域協議会やその部会などで話し合いに参画する方法が適切です。

以上は、一般的な場合ですが、入所施設や短期入所事業の場合には、地域だけでなく市内全域の機関との連携が必要になります。そのために、区の地域協議会ではなく、自立支援協議会において説明していただくことになります。

(1) 一般的な登録手続き

- ① 登録を希望する事業所は、市障害政策課にその旨を伝える。市障害政策課は市障害福祉課とともに、登録までの手続きや必要書類等を説明し、事業所の情報を該当区の基幹相談支援センターに伝える。
- ② 事業所は、区の地域協議会等に出席し、地域の中で担う役割について話し合いを行う。
- ③ 基幹相談支援センターは、自立支援協議会に出席し、登録を希望する事業所について区の地域協議会での状況を報告する。(事業所の出席は不要)
- ④ 自立支援協議会への報告後、事業所は、登録申請書、誓約書(暴力団関係ではない旨)及び運営規程を市障害政策課へ提出する。
- ⑤ 拠点事業所として登録された事業所は、算定可能な加算について、体制届を市障害政策課へ提出する。

(2) 障害者支援施設(障害者支援施設に併設する短期入所事業所を含む)の場合

- ① 登録を希望する事業所は、市障害政策課にその旨を伝える。市障害政策課は、登録までの手続きや必要書類等を説明する。
- ② 事業所は、自立支援協議会に出席し、市域で担う役割について報告し、話し合いを行う。
- ③ 自立支援協議会への報告後、事業所は、登録申請書、誓約書(暴力団関係ではない旨)及び運営規程を市障害政策課へ提出する。
- ④ 拠点事業所として登録された事業所は、算定可能な加算について、体制届を市障害政策課へ提出する。

※(2)の場合であっても、例えば所在地の区地域協議会に出席して話し合うことも可

さいたま市地域生活支援拠点機能構築のためのガイドライン
～「地域で自分らしく暮らしたい」を実現する～

令和5年7月

作成:さいたま市地域自立支援協議会

事務局:さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害福祉課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1255 FAX 048-829-1981